

令和5年
10月から

インボイス制度がスタート

早めの対応を！でもどんな準備をすればいいの？

インボイスって何？

簡単に説明すると、インボイス(正式名称は適格請求書)とは、「国が認めた請求書」のことです。
制度開始後、インボイス(請求書)の有無により、会社間で消費税を押し付け合うことになります。

大前提として、個人で働いている小規模事業者のほとんどが大きな影響を受けます

あなたは免税事業者？課税事業者？

免税事業者

消費税の
納税が免除
されている。

2年前の売上が
1000万円
以下

フリーランスに
なったばかりの人など



課税事業者

消費税を
納める
義務がある。

2年前の売上が
1000万円
以上



まず何から手をつければいいの？

免税事業者

課税事業者



インボイスを発行できないので、課税事業者になりインボイスに登録するか、免税事業者を継続するか事前検討する。

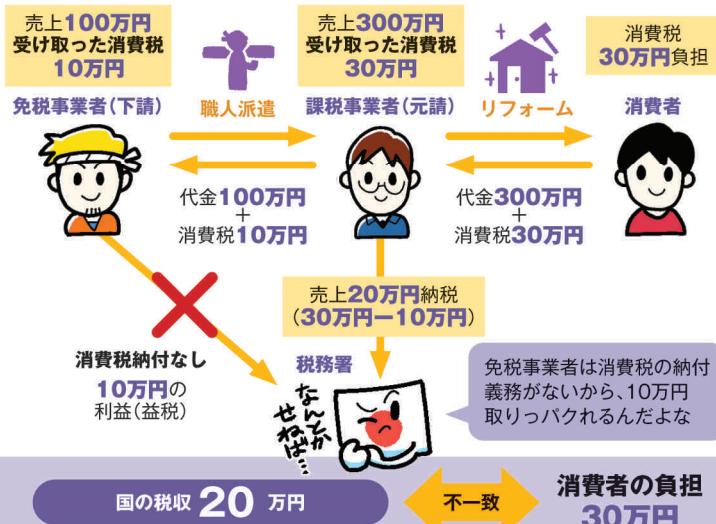
令和5年3月31日までに税務署で
インボイス事業者登録する(事情がある場合は令和5年9月30日まで)

インボイス制度が始まって何が変わるの？

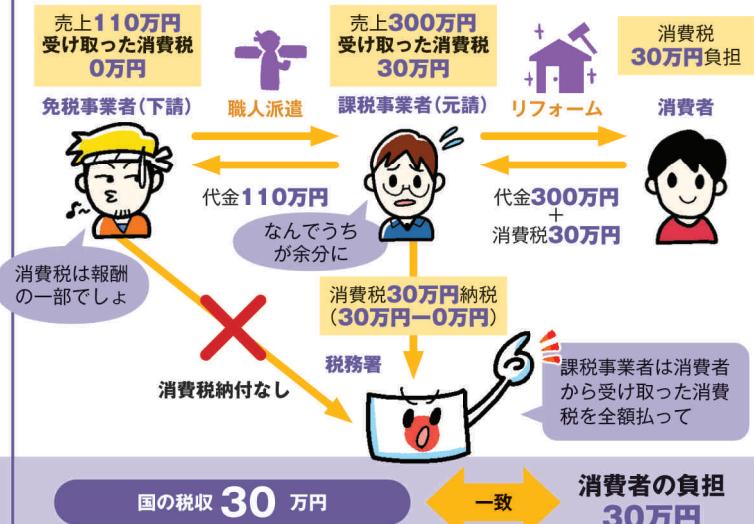
納付義務のない免税事業者の消費税分を課税事業者が負担することになる。

330万円でリフォームを依頼した場合

インボイス開始前



インボイス開始後(令和5年10月1日から)



インボイス制度開始後に、元請は下請に消費税分の値下げ要求をすればいいじゃん

一方的に値下げ要求をすると法律に違反(優越的地位の濫用)する可能性がある。簡単な話じゃない

課税の言い分



消費税分の値下げを受け入れるか、
課税事業者に登録してほしい



双方が納得する取引価格に
しなければならない

免税の言い分



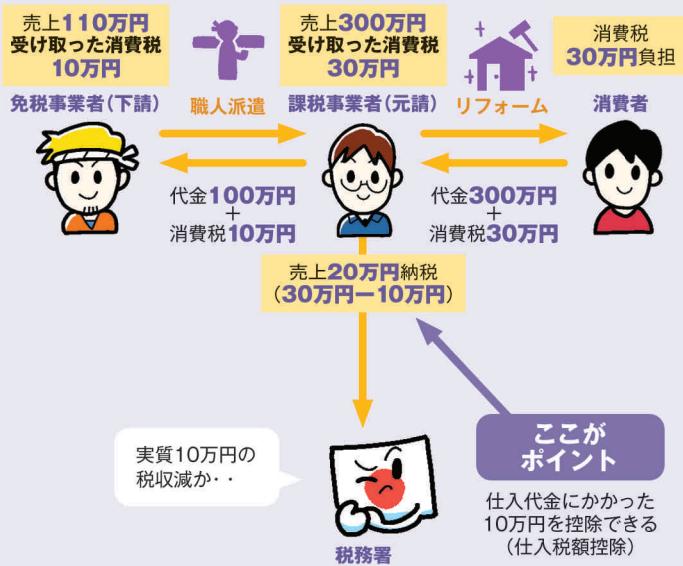
消費税込みの報酬という認識
そもそも単価+消費税で請求していない

私は
課税事業者です

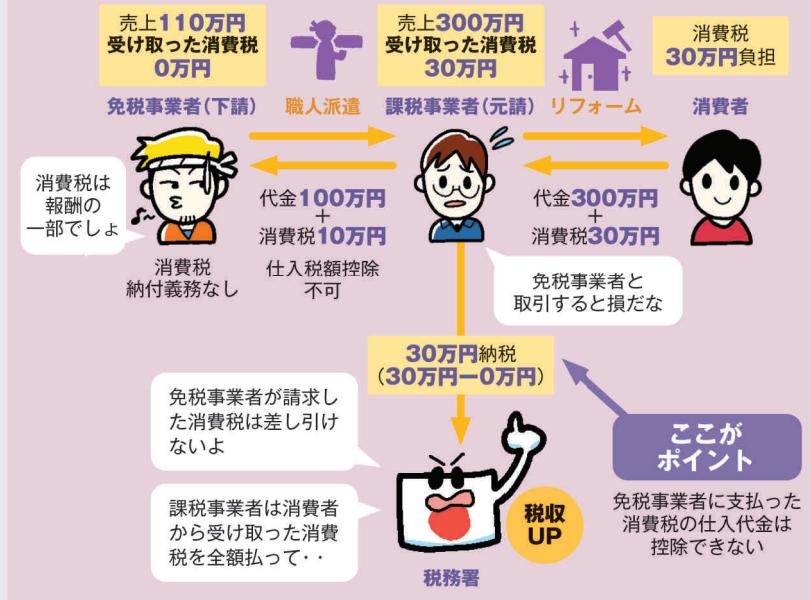
インボイス制度 開始後に想定される問題

免税事業者と取引を行うと、仕入税額控除ができなくなる(課税事業者同士で取引していれば起こらない問題が新たに発生する)

仕入税額控除イメージ



インボイス制度開始後の仕入税額控除イメージ



仕入税額控除とは…?

かんたんに説明すると元請は下請に支払った消費税分を税務署に納めなくてよい

※1 課税事業者同士の取引の場合、従来通り仕入税額控除ができる
 ※2 免税事業者と取引した場合、6年間仕入税額控除の経過措置が設けられているが、課税事業者の負担が増えることに違いはない

仕入税額控除できなくなることで様々な問題が発生…



これまで負担しなくてもよかった消費税まで余分に負担することになる



免税事業者との取引割合が高いほど、利益が減る可能性がある



利益が減る免税事業者に依頼するか、新たに課税事業者に依頼するかの二択を迫られる



免税事業者との取引で不利益を被る人が必ず出る



新規取引しようにも課税事業者すぐには見つけられない



既存の取引先がまったくインボイスを理解していない



インボイスの確認、保存など経理の手間が格段に増える

優越的地位を利用した法律違反(免税事業者いじめ)に注意

下請代金の減額



独占禁止法違反

取引相手が免税事業者のままのケース



取引相手が課税事業者に変更したケース



免税事業者に対して課税事業者になるよう要請すること自体は独占禁止法の問題になりませんが、「課税事業者にならないと取引価格を引き下げる」「応じなければ取引を打ち切る」などと一方的に通告することや、「課税事業者になってもらった事業者と協議なしで価格を据え置く」場合も独占禁止法に触れる恐れがあります。

インボイス制度 開始前に準備すること

○○税務署



税務署でインボイスの事業者登録を行う(令和5年3月31日まで)

お任せを!



税金について相談できる専門家を見つけ、対応方法を検討する

税の専門家に相談するのがベスト



インボイスについての社内研修



インボイスに備えた業務整備

CHECK!
スズキ
サトウ
イシイ
ミ



取引先に免税事業者がどれくらいいるか把握し、対策を練る

既存の取引先にインボイス制度を説明し、これからの対応を協議する



取引を継続する免税事業者と、課税事業者に切り替えする免税事業者を選定する

どうするインボイス

私は
免税事業者です

免税事業者の立場でインボイス制度を整理



インボイス制度開始後
引き続き消費税を
納付する義務はない



事業者ではない個人や
免税事業者と取引する
場合、インボイスを請求
されることは稀
(理由:相手も消費税の
納付義務がないため)

インボイス制度 開始後に起こる最大の問題

発注元が課税事業者の場合、免税事業者との取引で仕入税額控除できなくなるため(消費税分の支払いが増える)、免税事業者との取引自体がデメリットになってしまう。当然発注も課税事業者優先になってしまふため、今後も取引を継続したい場合、「**消費税分の経費を誰がどのような形で負担するのか**」は避けて通れない問題になる。

主な解決方法



双方納得の
価格設定にする



課税事業者が消費税分
を負担する



免税事業者が消費税分
の値下げ要求を飲む



折り合いがつかず
取引停止

インボイス制度 開始前に準備・検討すること



課税事業者との取引割合を見て、
影響度合いを調べる

インボイスを求める
事業所がどれだけ
あるかチェック

インボイスを必要とする

課税事業者の
割合が高い

インボイスを必要としない

免税事業者・消費者との
直接取引の割合が高い



状況は個々によって全く異なる。

同業者や取引先
に相談して、
インボイス対応
の判断材料を
増やしましょう



課税事業者になってインボ
イスに登録するか、免税事
業者のままでいるか、
税金について相談できる
専門家をつけ、総合的に
対応方法を検討しましょ

請税事業者になるか、免税事業者を継続するか、選択しなければならない

課税事業者(インボイスに登録)になることを検討するケース例



取引先は課税事業者が多く、
インボイスの提出を求められている



競合多数で、免税事業者のままでは取引を打ち切られてしまうリスクが高い

※課税事業者になってから免税事業者に戻ることは可能。だが、原則2年間は課税事業者を継続しなければならないルールがある。

メリット



課税事業者と安定的に取引できる

デメリット(課税事業者と取引がある場合)



これまで必要のなかった
経理の手間が激増する



元請に消費税分を請求できなければ
年収が最大で10%ダウン

免税事業者(インボイスに登録しない)のままでいいと思われるケース例



取引相手はインボイスを必要としない個人や免税事業者が多い



仕事を切られない自信がある。
もしくは競合相手が少ない



仕入税額控除の経過措置(6年間)もあるので、当面は様子を見たい

※取引先が簡易課税制度を利用している場合は、売上から消費税が計算されるのでインボイスがなくても当面は問題ない

メリット



売上が下がらなければ、消費税
負担なしで収入維持できる



受注の優先順位
が下がるリスク



値引きを要請されるリスク



取引先が減るリスク

インボイス制度開始で課税事業者の事務作業の負担増大!!

インボイス開始に伴う3大負荷



発行する
インボイスの控えを
全て保存



受領する
インボイスも
全て保存



日付、全額、科目だけじゃない
取引先、取引内容、通した税区分も…
記帳負担増大

・必要な項目に漏れ
や抜けがないか確認
する必要がある

・事務、経理は思って
いる以上に負担を強
いられることになる

これまでの請求書(区分記載請求書)とインボイス(適格請求書)の記載事項の比較

区分記載請求書(現行)

～令和5年9月

請求書		
①	○○(株)御中	
②	(株)△△	
③	■月▲日 割りばし	550円
④	■月▲日 牛 肉	※5,400円
⑤	合 計	43,600円
	(10%対象	22,000円)
	(8%対象	21,600円)
⑥	※は軽減税率対象	

インボイス

～令和5年10月～

請求書		
○○(株)御中		
(株)△△	⑦	T1234...
■月▲日 割りばし	550円	
■月▲日 牛 肉	※5,400円	
合 計	43,600円	
⑧	10%対象 22,000円	内税 2,000円
⑨	8%対象 21,600円	内税 1,600円
※は軽減税率対象		

記入しなければいけない内容

- ①取引相手の事業者名
- ②自社名
- ③取引年月日
- ④取引内容
- ⑤税率ごとに分けた合計金額
- ⑥軽減税率の対象品目であることの記載
(対象がない場合は記載する必要なし)

補 足

- ・受領した請求書に⑤と⑥がなければ自ら追記可能
- ・免税事業者も発行可能
- ・区分記載請求書の交付義務はない

新たに記入しなければいけない内容

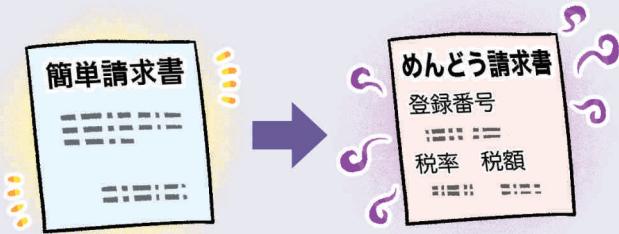
(区分記載請求書に⑦～⑨を追加したものがインボイス)

- ①～⑥(区分記載請求書と同じ内容)
- ⑦登録番号
(インボイス事業者登録した課税事業者のみ発行可)
- ⑧適用される税率
- ⑨税率ごとに分けた消費税額

補 足

- ・①～⑨がすべて記載されていないとインボイスとして認められない
- ・免税事業者は発行不可
- ・買い手の求めに応じて交付しなければならない
- ・写しの保存は義務
- ・受領者は追記不可で、不備があった場合は再発行を依頼する

事務作業の何が変わるの？



インボイス制度に対応した請求書・領収証のフォーマットに変更
※「登録番号」「適用税率」「税額」の明記が必須



課税事業者は発行するインボイスも、受け取ったインボイスも
7年間保存する義務がある（紙or電子データ）



課税事業者は免税事業者からの仕入れで仕入税額控除
できない。取引先が課税か免税かチェックは必須



※税務署で
事業者登録が必要

免税事業者はインボイス発行ができない

課税事業者がインボイス制度開始前に経理・事務で準備しておくべきこと



令和5年3月31日までに税務署で
インボイス発行事業者の登録を行う

税の専門家に 相談するのがベスト

自分たちだけで
解決するのは
困難

例えばこんな悩みごとが発生



営業

- ・課税か免税かわからずに入りすると利益に差が生じる
- ・これまでと経費の処理が変わる



経理

- ・事務処理が煩雑化
- ・何から手をつけていいかわからない

事業主だけが理解していればいい問題ではない！

従業員が発行・受領するインボイスへの理解を深め、
社内の業務整備を行わなければならない



経理システムの改修

インボイスに対応した請求書・領収書
のフォーマット作成と、インボイスの
記帳・控え保存の業務フローの整備



取引先が課税事業者か
免税事業者なのか確認

インボイス制度は段取りが大切。始まってから慌てて準備しても遅い。

売上1000万円以下の免税事業者は、次の2択を迫られます。



課税の道

影響の大きい事業者は？

	課税	免税
個人にモノを売る	影響あり	ややあり
企業にモノを売る	あり	大いにあり

取引相手が本当に
インボイスを求めて
いるのかを事前に
チェック！



まずはインボイス
事業者登録申請を
しましょう



インボイスに
登録する

簡易課税制度を利用して節税しよう

簡単に説明すると消費税の負担を減らすことができる（売上に対する仕入の割合がみなし率を超える場合は損をするので注意）

条件と注意点：①売上5,000万円以下 ②税務署で手続きが必要 ③2年縛りあり ④事前申請で途中から変更不可

建設業でシミュレーション

売上330万円 税30万円 仕入110万円 税10万円 だった場合

通常（仕入にかかった消費税をもとに計算）

$$\text{預かった消費税額 } 30\text{万円} - \text{仕入先に支払った消費税額 } 10\text{万円} = \text{納める消費税 } 20\text{万円}$$

簡易課税（預かった消費税とみなし仕入率をもとに計算）

$$\text{預かった消費税額 } 30\text{万円} - \text{預かった消費税額 } 30\text{万円} \times 70\% = 21\text{万円} = \text{納める消費税 } 9\text{万円}$$

通常20万円のところ、簡易課税で計算すると9万円で、
納める消費税が11万円も少くなり、簡易課税が有利になる。

第?種	みなし仕入率	該当する事業
1	90%	卸売業
2	80%	小売業
3	70%	建設業、製造業等
4	60%	その他
5	50%	サービス業等

※みなし仕入率は業種によって異なる

免税の道

経過措置期間中にどうするか決めよう

すぐに課税事業者が仕入税額控除できなくなるわけではない。インボイス制度実施後6年間は一部を控除可能。

課税事業者が免税事業者へ支払った消費税のうち控除可能な割合と経過措置期間

現在

令和5年(2023)年10月

令和8年(2026)年10月

令和11(2029)年10月

免税事業部からの
仕入につき

全額控除可能

免税事業者からの
仕入につき

80%控除可能

インボイス制度実施

免税事業者からの
仕入につき

50%控除可能

控除
不可

10万円のうち
まだ8万円も
控除できます
から…



まあ
まだ2万円
負担が増える
くらいなら…



まだ5万円は
控除できる
ので！



お
ま
す
い
な
何
と
か
も
う
い
い

←この間に対応を検討しましょう→